

日電協、日工組が「追加」を発表

高射幸性12機種
の約14万台
回胴式遊技機

日電協、日工組は3月17日、6

告した。

団体会議を構成する残り4団体(全日遊連、日遊協、全商協、回胴遊商)に対し、「新基準に該当しない高射幸性遊技機の設置状況の推移について」と題した文書を送り、回胴式遊技機の新たな追加機種リスト(別掲)を公表するとともに、設置台数の2月末時点までの推移を報

新たな追加機種リストは、新基準に該当しない遊技機のうちメーカー団体がとくに高い射幸性を有すると区分した遊技機(DKISSIS出玉情報2万枚以上のAT・ART機)で、12機種14万4601台(11社)となっている。第1次リストは昨年9月30日に65機種60万2

299台が公表されている。回胴式遊技機の場合は、第1次リストの高射幸性機の数推移を見ると、昨年9月30日時点(6団体合意書の締結時点)では6万2299台(「新基準に該当しない回胴式遊技機」の中で設置比率58.06%)だったのが、2月29日時点で46万3565台(同51.71%)と減少している。ただし、3月17日に公表された追加機種リストの台数を加えると、2月29日時点では60万8166台(同67.83%)となる。

9月30日発表以降の追加機種リスト

| メーカー名 | 型 式 名 | 検 定 日 |
|----------|--------------------|------------|
| ニューギン | 花の慶次～天に愛されし漢～W | 2012/10/15 |
| 京楽 | パチスロAKB 48P | 2013/6/10 |
| 三洋物産 | パチスロ聖闘士星矢黄金激闘編YL | 2013/12/24 |
| SANKYO | パチスロマクロスフロンティア 2G | 2014/4/21 |
| ベルコ | スーパービンゴネオM1 | 2015/1/13 |
| サミー | パチスロ北斗の拳 強敵ZA | 2015/6/15 |
| 高砂電器 | スカイガールズ 2RA | 2015/8/10 |
| 高砂電器 | サイレントヒルCP | 2015/8/10 |
| ネット | ゼットゴールドインフィニティNC | 2015/8/24 |
| オリンピア | ルパン三世ロイヤルロード B1 | 2015/8/24 |
| ディライト | パチスロマジェスティックプリンスS | 2015/9/7 |
| タイヨーエレック | 龍が如く OF THE END ZA | 2015/9/24 |

目標値の実現へ協議
高射幸性機の設置比率

6団体代表者会議

6団体代表者会議(全日遊連、日電協、日工組、日電協、全商協、回胴遊商)が3月14日、東京・京橋の日工組会議室で開かれた。オブザーバーで行政が出席した。

6団体は昨年9月30日、のめり込み問題対策として遊技機の射幸性を抑制するため、「高射幸性遊技機の取り扱いについての合意書」を締結したが、そこで設定されている各ホールでの高射幸性遊技機の設置比率をどう実現していくか、進捗状況を含めて協議した。

合意書に付随する「申合わせ」の追加措置として、「下取り等の協力が行われない場合及び平成28年12月1日時点で撤去が進んでいないと判断される場合」は、6団体が協力して実効性のある適切な措置を講じるとしており、今回の会議はこれに則ったもの。6月ぐらいの時点で数値が目標に達しそうでないと判断されたら、ある程度調整的な方策を別途考えていくことになった。

合意書では、日遊協、日工組、日

高射幸性機の削減を協議した6団体代表者会議



日電協、全商協、回胴遊商の5団体が全日遊連の自主規制「新基準に該当しない遊技機の取扱いについて(基本方針)」を支援するとしており、その中で平成27年12月1日を基準日として、各ホールでの高射幸性遊技機の設置比率の目標値を定めている。すなわち、パチンコ遊技機では新基準(確率下限1/320)に該当しない遊技機について、28年12月1日時点で設置台数の30%以下に、29年12月1日時点で20%以下にする。回胴式遊技機は新基準に該当しない遊技機について、28年12月1日時点で設置台数の50%以下に、29年12月1日時点で30%以下にするとしている。

学生700人が熱心に

ブース2部屋でレクチャー

日遊協と人材育成委員会は3月

1日、千葉・幕張メッセで開催されたリクナビ「SUPERスター アップ★LIVE」に、「ぱちんこ産業合同説明会」として「業界理解セミナー パチンコ・パチスロ編」ブースを出展した。日遊協の「リクナビLIVE」参加は2010年度以降、東日本大震災があった11年度を除いて毎年度続け

られ、今回が5回目となる。

ブース出展の趣旨は、学生たちにパチンコ・パチスロ産業の魅力を伝え、優秀な人材を産業へ就職促進させること。とくに新卒採用にチャレンジする協賛企業を支援する。同時に、社会的なイメージアップを図り、興味を持ってもらうことで若年ファン層の開拓も見込んでいる。

産業の全てを具体的に 委員長以下4人が担当

今回の対象は17年卒業予定の学生（現在大学3年生）。ブースは午前11時から午後6時まで開かれ、入場者数は700人で、前回の251人を大きく上回った。

ブースでは内部を壁で二分し、それぞれに20席前後の椅子を配置、1回約20分のセミナーが2部屋で精力的に繰り返された。講師は前田竜哉人材育成委員長、森谷文子

氏（㈱ニラク）、小林健一

氏（デライト・コミュニティ

ケーションズ㈱）、大西沙

樹氏（東和産業㈱）の4人

が交代で担当した。内容は

パチンコ産業と社会との

関わり、産業の全体像、

社会貢献活動等について

で、プロジェクトを使

いながら講演した。

ホールの普段の仕事内

容について、学生たちは

一様に興味深そうに聞いていた。

ブースは昼ごろから満席で、とく

に昼過ぎから午後3時ごろまでの

時間帯では、入れ替えを待つ学生

たちで出入り口付近がにぎわった。

グッズやアンケート 学生達の反応も上々

ブースの外には協賛企業の人材

募集パンフレットが並べられた。

講演を聴いた後、学生たちはアン

ケートに答え、協力企業からのノ

ベルティグッズをプレゼントさ

れてニコニコ顔だった。また、パ



日遊協ブースの前にスタッフが全員集合

ブースA室を外から見た全景。
手前に協賛企業のガイドブックが置かれている

《特別協賛企業》25社

(株)ABC、(株)北電子、京楽産業、(株)、キングレックス(株)、サミー(株)、サンキョー(株)、(株)ジェットター、(株)ジャパンニューアルファ、ジャパンネットワークシステム(株)、(株)大一商会 (Daiichiグループ)、大都販売(株)、(株)NAITO、日拓グループ、(株)ニラク、NEXUS(株)、ネット(株)、ピーアークホールディングス(株)、(株)フェイスグループ、(株)藤商事、プロバグループ、(株)平和、(株)マルハン、(株)安田屋、山佐(株)、(株)ユーコー

《ノベルティ協力企業》20社

(株)エース電研、(株)オリンピア、(株)北電子、京楽産業(株)、サミー(株)、(株)サンセイアルアンドディ、(株)三洋物産、(株)大一商会、(株)大一販売、(株)大都技研、大都販売(株)、タイヨーエレクトク(株)、(株)高尾、豊丸産業(株)、(株)西陣、(株)ニューギン販売、ネット(株)、(株)藤商事、(株)平和、山佐(株)

《遊技機展示協力》4社

(株)北電子、京楽産業(株)、(株)三洋物産、(株)高尾

《運営協力企業》17社

(株)アカデミーシステム、(株)ABC、(株)オータ、(株)北電子、(株)三洋物産、ジャパンネットワークシステム(株)、タイホウコーポレーション(株)、(株)玉屋、(株)千歳観光、デライト・コミュニケーションズ(株)、東和産業(株)、日拓グループ、(株)ニラク、ひぐちグループ、(株)プロバ、(株)プロテラス、(株)マルハン



大西沙樹さん

森谷文子さん

小林健一さん

前田竜哉
人材育成委員長



ブースB室で映像を使ってわかりやすい業界紹介。学生も真剣に聞く

初めての経験者にスタッフが親切に遊技をレッスン▶

た。日遊協ブースとは別に、大

業などが紹介されている。

このほか今回はリクルートが会場入り口で配布した来場者バッグ(2万2000部)に、遊技業界に関する資料として、「パチンコ業界虎の巻」のパンフレットが入れられた。虎の巻にはパチンコ産業の概説、市場規模、就業人口、仕事内容、新卒採用企業などが紹介されている。

「リクナビ2017」ホームページの「アミューズメント」部門に『パチンコ業界特集』のリンクが作成された。内容は、業界の基礎知識、先輩の語るやりがい、新卒採用実施企業一覧などとなっている。

会場入口配布のバッグ「業界虎の巻」入れPR

の片づけなど運営協力17社だった。内訳は協賛金出資25社、遊技台画像・映像・ノベルティグッズ提供20社、当日の呼び込み、会場整理、前日の出展準備、終了後



◀スタッフが通りがかりの学生に声をかけて勧誘



人々で溢れる会場。右端が日遊協のブース

手ホール、遊技機メーカーなどが個社でブースを出展した。

新たに「くぎ問題」で質問主意書

風営法適用など4項目

「個別具体的に判断」と答弁

衆議院、高井崇志議員（民主・維新・無所属クラブ）が3月4日、「ぱちんこ遊技機の射幸性管理に係る規制の在り方とのめり込み・ギャンブル依存症問題の關係に関する質問主意書」を今通常国会に提出した。これを受けて政府は同月11日、答弁書を提出した。

同議員の質問は、遊技くぎの傾きの変更に関する風営法の適用關係、日工組から警察庁に報告され

ぱちんこ遊技機の射幸性管理に係る規制の在り方とのめり込み・ギャンブル依存症問題の關係に関する質問主意書

公益財団法人日本生産性本部の「レジャー白書2015」によれば、パチンコ産業の平成二十六年中の市場規模は二十四兆五千億円、遊技への参加人口は千五百五十万人となっており、一人当たりの年間遊技費用が二百万円を越え、高額の費用を遊技に投入するいわゆる「ヘビユーザー」に頼った営業が続いていることが見て取

れた調査、「遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」に規定する検定の取り消し処置の処分基準、再発防止策など4項目。遊技機メーカーが故意に遊技くぎの傾きを変更し性能を改変してホールに出荷した場合、どのような罰則が適用されるのかとの質問に、答弁書では、「個別具体的に事情により判断すべき事項」としている。

る。他方でパチンコ業界には、パチンコメーカー又はホールが遊技くぎを改変し遊技機の射幸性を向上させる不正改造が蔓延していることが平成二十七年六月から遊技産業健全化推進機構によって実施された遊技機性能調査によって明らかになっている。このようなパチンコ業界に蔓延す

る不正改造がパチンコ産業のヘビユーザー化を加速し、いわゆる「のめりこみ・ギャンブル依存症」の罹患者及びその家族の家庭環境・経済環境に深刻な影響を与えていることが懸念される。そこで「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下「風適法」という）における射幸性の管理の在り方について以下の諸点に関して質問する。

一 遊技くぎの傾きの変更に関する風適法の適用關係について

1 遊技機の製造業者（以下「遊技機製造業者」という）が、風適法第二十条に規定する検定を通過した型式に属する遊技機（以下「検定機」という）に対して故意に遊技くぎの傾きを変更することにより性能を改変したにも関わらず、当該遊技機を検定機と称してぱちんこ屋への出荷をした場合、当該遊技機製造業者に対してはどのような罰則が適用されるか。

2 ぱちんこ屋が、風適法第二十条に規定する認定を受けた遊技機（以下「認定機」という）に関して、営業上の都合により、遊技くぎの傾きを変更することで風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第九条で定める「著しく射幸心をそ

下「射幸性基準」というに該当しない範囲において当該認定機の遊技性能を改変するため、風適法第二十条第十項に基づく変更承認を申請した場合、当該変更承認申請は認められるか。

二 日本遊技機工業組合から警察庁に報告されたとされる調査について

1 平成二十七年十一月十七日に余暇環境整備推進協議会において警察庁が行った講話によれば、前述の遊技機性能調査の結果を受けて警察庁が日本遊技機工業組合（以下「日工組」）に対して「パチンコメーカーからパチンコホールに遊技機が出荷される時点で既にぱちんこ遊技機の性能が検定機と異なるものになっている可能性」に関する調査を依頼し、また、日工組が当該依頼を受けて調査を行い警察庁にその結果の報告をした、とされているが、これは事実か。

2 1が事実とすれば、日工組から警察庁へ為された報告はいかなる形式によって行われたものか。また当該報告の内容を記録した行政文書は存在するか。

3 日工組から警察庁へ為された報告の内容を記録した行政文書が存在するならば、それは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づいて開示請求することが可能な文書であるか。

三 「遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」に規定する検定の取り消し処置の処分基準について

1 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(以下「遊技機認定等規則」という)第十一条第一項では「公安委員会は、第九条第一項の検定を受けた型式に属する遊技機の構造材質、若しくは性能が技術上の規格に適合せず、又は均一性を有していないことが判明したときは、検定を取り消すことができる」と規定している。これは同項に規定する違反行為を行った遊技機製造業者が存在したとしても、各都道府県公安委員会の自由な裁量により「検定を取り消さない」という判断ができることを意味するのか。

2 仮に1の解釈が正しいとすれば、遊技機製造業者が遊技機認定等規則第十一条第一項に規定する違反行為に該当する行為を行いながらも検定を取り消さない、という判断が下されうることになるが、それはどのような場合か。具体的な処分基準に照らして明らかにされたい。

四 再発防止策について

1 今回の一連の遊技くぎの傾きの変更によるばちんこ遊技機の不正改造の実態は、遊技産業健全化推進機構による実射試験を含む大規模な調査によって判明したものであるが、

このような実射を含む大規模な調査を今後繰返し行うことは困難である。従って簡易に遊技機の性能調査を実施できるようにするために、ばちんこ屋の営業時間中の実際の遊技の結果から射幸性基準に係る遊技性能を機械的に計算し表示・監視する装置を個別の遊技機に取り付ける義務を設ける必要性があると考え、政府の見解は如何か。

2 今回の一連の遊技くぎの傾きの変更によるばちんこ遊技機の不正改造の実態については依然として不透明な点が多い。特に遊技機がメーカー

衆議院議員高井崇志君提出 ばちんこ遊技機の射幸性管理に係る規制の在り方と のめりこみ・ギャンブル依存症問題の関係に関する 答弁書

一の1について

お尋ねの「当該遊技機製造業者に對してはどのような罰則が適用されるか」については、個別具体的な事情により判断すべき事柄であり、御指摘の事実関係のみをもって一概にお答えすることは困難である。

一の2について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「法」という。)第二十條第十項において読み替えて

「からホールへ出荷される段階については既に検定機と異なる性能となつてゐる可能性」が警察庁及び日工組から指摘されているにもかかわらず、その詳細な実態があきらかになつていない。このような状態では問題の全体像すら把握できず適切な再発防止策を講じることが困難であることから、遊技機認定等規則第十一条第二項第四号に基づく遊技機製造業者に対する報告請求又は第五号に基づく警察職員による詳細な検査が必要と考えるが、政府の見解は如何か。右質問する。

準用する法第九條第二項においては、 都道府県公安委員会は、法第二十條 第十項において準用する法第九條第 一項の承認の申請に係る遊技機の増 設、交替その他の変更が法第四條第 四項の基準に該当せず、かつ、法第 三條第二項の規定により都道府県公 安委員会が付した条件に適合してい ると認めるときは、当該承認をしな ければならないと規定されている。 二について

一般社団法人遊技産業健全化推進

機構における調査結果を踏まえ、警察庁から日本遊技機工業組合に対し調査を依頼したところ、同組合から遊技機の製造業者が法第二十条第四項の検定を受けた型式に属する遊技機として出荷した遊技機の中に、出荷する時点において既に当該遊技機が属するとされた型式の遊技機と性能の一部が異なる遊技機が含まれていた可能性があることから、そのような遊技機について、今後、回収を進めていくとの文書による報告を受けたものである。当該文書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第二條第二項に規定する行政文書である。

三及び四の2について

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第十一条第一項の規定に基づく取消し並びに同条第二項第四号に規定する報告の求め及び同項第五号に規定する検査又は質問をするか否かは、都道府県公安委員会において個別具体的な事案に即して適切に判断されるものである。

四の1について

お尋ねの「実際の遊技の結果から射幸性基準に係る遊技性能を機械的に計算し表示・監視する装置」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。